

競輪・オートレースにおける新型コロナウイルス感染症
感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月29日

(令和2年10月26日改訂)

公益社団法人全国競輪施行者協議会

全国小型自動車競走施行者協議会

公益財団法人JKA

一般財団法人東日本小型自動車競走会

一般財団法人西日本小型自動車競走会

一般社団法人日本競輪選手会

一般社団法人全日本オートレース選手会

一般社団法人全国場外車券売場設置者協議会

目次

1. はじめに（挨拶）	1
2. 本ガイドラインに関する用語の定義.....	2
3. 感染防止のための基本的な考え方	2
4. リスク評価.....	3
5. 競輪・オートレースを開催するに際して講じるべき具体的な対策	3
a. 共通項目	3
i. 健康確保と行動記録.....	3
ii. 手指衛生の励行	4
iii. 人混みの回避.....	4
b. 競走実施項目	4
i. 選手	4
ii. 従事者.....	7
iii. 選手・従事者等に対する感染防止策の啓発等.....	10
iv. 選手・従事者等に感染等が確認された場合の対応	10
v. その他.....	12
c. 車券発売項目	12
i. 競輪場・オートレース場での発売.....	12
ii. 場外車券売場での発売	17
d. 有観客開催項目	17
i. 基本的考え方.....	17
ii. 有観客開催時の感染防止策について	17

1. はじめに（挨拶）

2020年10月現在、「新型コロナウイルス感染症」について、感染状況の拡大を十分に警戒すべき状況にはありますが、検査体制の拡充や医療提供体制の整備が進んでいること、重症者が少なくなっていることなどを踏まえると、4月の緊急事態宣言時とは大きく状況が異なっています。

しかしながら、日本における新型コロナウイルス感染症を取り巻く環境は、これから冬を迎え、第3波、第4波等も懸念されるなどまだまだ厳しく、当たり前だった日常をまだ取り戻せておりません。

このような状況下においては、選手、従事者、その家族及びお客様の安全と健康を守ることを最優先に、本ガイドラインに基づいた感染予防等をさらに徹底することが肝要であると考えます。

競輪とオートレースの売り上げの一部は、社会的課題を解決するための活動に充てられており、この社会貢献活動を止めるわけにはいきません。

お客様に迫力ある競輪・オートレースをご覧いただけますよう、これからも努力してまいります。

なお、本ガイドラインについては、奈良県立医科大学附属病院感染症センター センター長笠原敬教授のご監修のもと制定・改訂を行っております。笠原教授にはこの場を借りて御礼を申し上げます。

令和2年10月26日

公益社団法人全国競輪施行者協議会	理事長	奥野	立
全国小型自動車競走施行者協議会	事務局長	岩城	和美
公益財団法人JKA	会長	笹部	俊雄
一般財団法人東日本小型自動車競走会	会長	大津	祥治
一般財団法人西日本小型自動車競走会	会長	小鶴	康博
一般社団法人日本競輪選手会	理事長	佐久間	重光
一般社団法人全日本オートレース選手会	会長	中野	光公
一般社団法人全国場外車券売場設置者協議会	会長	竹井	幹

2. 本ガイドラインに関する用語の定義

対処方針	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日(令和2年5月25日変更):新型コロナウイルス感染症対策本部決定) ¹ をいう。
提言	新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言(2020年5月4日(2020年5月11日一部訂正):新型コロナウイルス感染症対策専門家会議) ² をいう。
事務連絡	11月末までの催物の開催制限等について(令和2年9月11日:内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長) ³ 等の政府からの事務連絡をいう。
本場等	競輪場、オートレース場及び競輪・オートレースの場外車券売場をいう。
施行者	競輪・オートレースを開催する者をいう。
管理・運営者	本場等を管理・運営する者をいう。
振興法人	競輪・オートレースの振興法人をいう。
競技実施法人	競輪・オートレースの競技実施法人をいう。
選手	競輪・オートレースの選手をいう。
施行者等	施行者、管理・運営者、振興法人及び競技実施法人をいう。
従事者	施行者等や施行者等から競輪・オートレース事業の事務を受託している者等と雇用関係にあり、競輪・オートレース事業に従事する者をいう。
入場者	本場等に来場し競輪・オートレースの観戦や車券購入等する者をいう。
有観客開催	競輪場・オートレース場において、入場者に競輪・オートレースの競走を観戦させる開催をいう。
無観客開催	競輪場・オートレース場において、入場者に競輪・オートレースの競走を観戦させない開催をいう。

3. 感染防止のための基本的な考え方

施行者等は、本場等の規模等を十分に踏まえ、本場等内及びその周辺地域において、選手、従事者及び入場者への新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件(いわゆる「三つの密」)のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底

¹ <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633503.pdf>

² https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/jyoukyou_bunseki_0511.pdf

³ https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf

することを旨とし、施行者等において、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表する。

また、施行者等は本ガイドラインの取り組みを通して選手、従事者及び入場者を新型コロナウイルス感染症の感染から守るとともに、競輪・オートレースの目的である機械振興、公益増進及び地方財政の健全化の最大化を図り、開催を継続して実施していくことを旨とする。

4. リスク評価

施行者等は、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、選手、従事者及び入場者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。また、本場等の開場等に伴って、③地域における感染状況のリスク評価も必要であることに留意が必要である。

なお、リスク評価の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、競輪・オートレースの競走の実施並びに本場等の開場等の中止又は延期の検討を行うこととする。

① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする工夫を行う。特に高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、筆記用具、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのリフト、両替機、自動発払機など）に留意する。

② 飛沫感染のリスク評価

本場等における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、本場等で大声などを出す場所がどこにあるかなどを評価する。

③ 地域における感染状況のリスク評価

本場等が所在する地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の競輪・オートレースの競走の実施並びに本場等の開場等の影響について評価する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

5. 競輪・オートレースを開催するに際して講じるべき具体的な対策

a. 共通項目

i. 健康確保と行動記録

- ・ 起床直後等決まった時間での検温の実施
- ・ 倦怠感、咳、咽頭痛、食欲低下の有無、睡眠時間等のチェック、食事や出向いた場所・同行者記録や人混みに入る等の感染リスクが高い状況の生じた場合を詳細に記録
- ・ 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードや、地方公共団体独自の通知シス

テムの利用登録を行うこと。

ii. 手指衛生の励行

- ・ 石鹸による手洗いの実施や手指の消毒設備等の設置

iii. 人混みの回避

- ・ 不要不急の外出、外食を控える。
- ・ 日頃から3つの「密」（密閉、密集、密接）が発生する場所を徹底して避ける。
- ・ 大人数での会食や飲み会を避ける。
- ・ 会食等で飲食店等を利用する場合には、自己適合宣言マークなどの表示に留意する。
- ・ 人との間隔は、できる限り2 mを目安に（最低1 m）空けるよう努める。
- ・ 感染防止のための選手及び入場者の整理（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある者、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある者の入場制限等を含む）
- ・ マスクの着用（従事者、選手及び入場者に対する周知）
- ・ 施設の換気（2つの窓を同時に開けるなどの対応も含める）
- ・ 施設の定期的な消毒

b. 競走実施項目

i. 選手

1) 競走の参加前（前日検査含む）

- ・ 選手は競走参加予定日の2週間前から検温結果及び行動の記録をする。
- ・ 前日検査を受ける前に、体温や新型コロナウイルス感染症への感染を疑われる症状の有無を確認する。体調の思わしくない選手は施行者等にその旨を連絡する。連絡を受けた施行者等は当該選手に対し、無理に前日検査に参加しないように指示する。
- ・ 発熱などの症状、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合により自宅で療養することとなった選手は毎日、健康状態を確認した上で、施行者等に報告する。施行者等は、選手の症状がなくなり、選手の競走への参加の判断を行う際には、学会の指針⁴などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。

⁴ 日本渡航医学会・日本産業衛生学会作成「職域のため新型コロナウイルス感染症対策ガイド」など (<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0811koukai.pdf>)

- ・ 施行者等は、自家用車など公共交通機関を使わずに移動できる選手に対し、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、移動時における災害の防止に留意しつつこれを承認することを検討する。
- ・ 前日検査は、小グループにて行うなど、一定以上の人数が一度に集まらないようにする。
- ・ 競走の参加前に行う選手の個人練習においても、5. a. を遵守する。

2) 競走の参加期間中

(a) 宿舎・競技施設関係

(i) 宿泊部屋

- ・ 選手が競走の参加中に利用する部屋については、可能な限り個室とする。宿舎の構造、部屋数及び公正な競走の確保等の観点から、個室とすることが難しい場合には、同部屋の人数を極力減らすこととし、かつ、同部屋の選手ができる限り2 mを目安に（最低1 m）距離を保てるよう、部屋内にパーテーション等を設置し、部屋の空間と選手配置について最大限の見直しを行うよう努める。
- ・ 選手の就寝時を除き、選手が部屋にいる場合において、窓が開く場合には1時間に2回以上、窓を開け換気する。宿舎全体や部屋の換気に努める。なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。

(ii) 浴場

- ・ 選手の入浴は、小グループにて行うなど、一定以上の人数が一度に集まらないようにする。
- ・ 更衣室におけるロッカーの定期的な清拭消毒を行う。
- ・ 更衣室におけるロッカーなどについても、できる限り2 mを目安に（最低1 m）距離を確保するよう努める。
- ・ 浴場での貸しタオルを中止し、個人用タオルを持参する。
- ・ 浴室内の換気強化をする。
- ・ 浴室、浴槽内における対人距離の確保及び会話を控えることなどを要請する。
- ・ ドライヤーなど備品の清拭消毒を行い、化粧品・ブラシ等は持参を要請する。

(iii) 食事関係

- ・ 選手の食事は、小グループにて行うなど、一定以上の人数が一度に集まらないようにする。
- ・ 食堂などで飲食する場合は、椅子を間引くなどにより、できる限り2 mを目安に（最低1 m）距離を確保する、対面で座らないなどの工夫を行うよう努める。
- ・ ビュッフェ方式をセットメニューでの提供に代えることを検討する。ビュッフェ方式で食事を提供する場合には、料理を小皿に盛って提供

する、スタッフが料理を取り分ける、選手ひとりひとりに取り分け用のトングやお箸を渡し、使い終わったトングは回収・消毒してトング類を共用しないようにする等を徹底する。

- ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する。
- (iv) 休憩・休息スペース
- ・ 休憩・休息スペースにおける共有物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒する。
 - ・ 選手が休憩・休息スペースを使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
 - ・ 休憩・休息をとる場合には、できる限り2 mを目安に（最低1 m）距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、入場制限、休憩スペースの追設及び休憩時間をずらすなどの工夫を行う。特に屋内休憩スペースについては、スペースの確保や、常時換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。
- (v) トイレ
- ・ 便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
 - ・ トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
 - ・ ハンドドライヤーは利用を止め、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、選手に個人用タオルを持参してもらう。
- (vi) 選手控室・練習場
- ・ 競走前において、選手控室や練習場を利用する場合には、できる限り2 mを目安に（最低1 m）距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に選手控室や練習場に入らないよう、入場制限、選手控室や練習場の追設及び利用時間をずらすなどの工夫を行う。特に、スペースの確保や、常時換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。
- (vii) 選手輸送
- ・ 選手をバス等で宿舎から競走場に輸送する場合には、運転席との間にはビニールシート等で仕切りを設置するとともに、できる限り2 mを目安に（最低1 m）座席の距離を確保するよう努め、一定数以上が同時にバス等に乗車しないよう、乗車制限、輸送車の増便及び利用時間をずらすなどの工夫を行う。特に、スペースの確保や、常時換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。
- (viii) 設備・器具
- ・ 練習設備、自転車・オートバイ修理機器など、選手が触る箇所について、選手が交代するタイミングを含め、定期的に消毒を行う。設備の特性上、消毒できないものは、触れた後の手洗いや手指消毒を徹底する。
 - ・ 工具などのうち、個々の選手が占有することが可能な器具については、

共有を避ける。共有する工具については、定期的に消毒を行う。

- ・ ドアノブ、電気のスイッチ、手すり、つり革、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・椅子などの共有設備については、頻繁に洗浄・消毒を行う。
- ・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従事者は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

(ix) 宿舎・競技施設への立ち入り

- ・ 取引先等を含む外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合には、当該者に対して、5. b. ii の従事者に準じた感染防止対策を求める。
- ・ このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、宿舎・競技施設内での感染防止対策の内容を説明するなどにより、理解を促す。

(b) 健康確保

- ・ 選手は、就寝前、起床後に体温を確認するとともに、常時、新型コロナウイルス感染症への感染を疑われる症状の有無を確認する。体調の思わしくない選手は施行者等にその旨を連絡する。連絡を受けた施行者等は、予め用意した隔離部屋に当該選手を移動させるとともに、保健所、医療機関の指示に従う。
- ・ 発熱などの症状により自宅で療養することとなった選手は毎日、健康状態を確認した上で、施行者等に報告する。施行者等は、選手の症状がなくなり、選手の競走への参加の判断を行う際には、学会の指針などを参考にし、症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 素手でのハイタッチや握手等を控える。

ii. 従事者

1) 健康確保

- ・ 従事者は、出勤前に、体温や新型コロナウイルス感染症への感染を疑われる症状の有無を確認する。体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を推奨する。また、勤務中に体調が悪くなった従事者は、必要に応じ直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- ・ 発熱などの症状により自宅で療養することとなった従事者は毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出勤判断を行う際には、学会の指針などを参考にし、症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ・ 上記については、宿舎・競技施設内の請負労働者や派遣労働者についても請負事業者・派遣事業者を通じて同様の扱いとする。

2) 通勤

- ・ 管理部門などを中心に、テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ・ 自家用車など公共交通機関を使わずに通勤できる従事者には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつこれを承認することを検討する。

3) 勤務

(a) 共通

- ・ 従事者が、できる限り2mを目安に（最低1m）距離を保てるよう、業務空間と人員配置について最大限の見直しを行う。
- ・ 従事者に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。このために必要となる水道設備や石けんなどを配置する。また、水道が使用できない環境下では、手指消毒液を配置する。
- ・ 従事者に対し、勤務中のマスクなどの着用を促す（着用していない場合は個別に注意等を行うことも含む）。特に、複数名による共同業務など近距離、接触が不可避な業務工程では、これを徹底する。
- ・ 窓が開く場合1時間に2回以上、窓を開け換気する。建物全体や個別の業務スペースの換気に努める。なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。

(b) オフィス関係

- ・ 飛沫感染防止のため、座席配置などは広々と設置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する（その場合でも最低1mあけるなどの対策を検討する。）
- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・ 人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・ 外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかないようにする。
- ・ 出張は、地域の感染状況に注意し、不急の場合は見合わせる。
- ・ 外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所などを記録に残す。
- ・ 会議やイベントはオンラインで行うことも検討する。
- ・ 会議を対面で行う場合、マスクを着用し、換気に留意する。また、椅子を減らしたり、机などに印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫する。
- ・ 対面の外部者との会議やイベントなどについては、参加の必要性をよく検討したうえで、参加する場合は、最少人数とし、マスクを着用する。
- ・ 採用説明会や面接などについては、オンラインでの実施も検討する。

- ・ テレワークを行うにあたっては、オンラインでの実施も検討する。

(c) 競技施設関係

- ・ 従事者のロッカールームをグループごとに別々の時間帯で使用するなどにより、混雑や接触を可能な限り抑制する。
- ・ 朝礼や点呼などは、小グループにて行うなど、一定以上の人数が一度に集まらないようにする。
- ・ 競走に使用する自転車やオートバイの検査業務など、業務ごとに区域を整理（ゾーニング）し、従事者が必要以上に担当区域と他の区域の間を往来しないようにする。

4) 休憩・休息スペース

- ・ 共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒する。
- ・ 使用する際は、入退出の前後の手洗いを徹底する。
- ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り2mを目安に（最低1m）距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、休憩スペースの追設や休憩時間をずらすなどの工夫を行う。
- ・ 特に屋内休憩スペースについては、スペースの確保や、常時換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。
- ・ 食堂などで飲食する場合は、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、できる限り2mを目安に（最低1m）距離を確保するよう努めるとともに、対面で座らないように配慮する。

5) トイレ

- ・ 便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
- ・ トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すように表示する。
- ・ ハンドドライヤーは利用を止め、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従事者に個人用のタオルを持参してもらう。

6) 設備・器具

(a) 共通

- ・ ドアノブ、電気のスイッチ、手すり、つり革、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・椅子などの共有設備については、頻繁に洗浄・消毒を行う。
- ・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従事者は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

(b) 競技施設関係

- ・ 自転車・オートバイ検査機器など、従事者が触る箇所について、従事者が交代するタイミングを含め、定期的に消毒を行う。設備の特性上、消毒できないものは、触れた後の手洗いや手指消毒を徹底する。
- ・ 工具などのうち、個々の従事者が占有することが可能な器具については、

共有を避ける。共有する工具については、定期的に消毒を行う。

7) オフィス・競技施設等への立ち入り

- ・ 取引先等を含む外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合には、当該者に対して、従事者に準じた感染防止対策を求める。
- ・ このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、宿舎・競技施設内での感染防止対策の内容を説明するなどにより、理解を促す。

iii. 選手・従事者等に対する感染防止策の啓発等

- ・ 施行者等は、選手、従事者、その同居家族及び取引先等を含む外部関係者に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10ポイント」⁵や『『新しい生活様式』の実践例』⁶などを周知する。
- ・ 施行者等は、選手・従事者の行動管理を徹底する。(例えば、日頃から3つの「密」(密閉、密集、密接)が発生する場所を徹底して避けることや、会食等で飲食店等を利用する場合には、自己適合宣言マーク等の表示に留意すること等)。
- ・ 公共交通機関など公共施設を利用する選手・従事者には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないことなどを徹底する。
- ・ 患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した選手・従事者やその関係者が差別されることなどがないう、選手、従事者、その同居家族及び取引先等を含む外部関係者に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。
- ・ 発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する。
- ・ 過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機や医師や保健所への相談を指示する。
- ・ 取引先等を含む外部関係者にも同様の取り組みを促す。

iv. 選手・従事者等に感染等が確認された場合の対応

1) 選手に感染が確認された場合

(a) 競走の参加前

- ・ 保健所、医療機関の指示に従う。
- ・ 感染者は直ちに施行者等へ報告する。

⁵ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html

⁶ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

- ・ 保健所、医療機関を受診する場合は、可能な限り自家用車で移動し、受診の際も車内で待機して医師等の指示に従うことが望ましい。
- ・ 保健所、医療機関の指示により自宅待機となった場合で、同居する家族がいる場合には、保健所、医療機関の指示や学会の指針⁷などを踏まえ、同居する家族への感染拡大防止を図る。
- ・ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所等を消毒し、同勤務場所等の選手に自宅待機させることを検討する。
- ・ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う⁸。
- ・ 感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記の個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする。

(b) 競走の参加期間中

- ・ 5. b. iv. 1) (a) と同様の措置を講ずるものとする。
- ・ 競走の参加を取り止めるものとする。
- ・ 管轄保健所は、本来居住地の保健所となるが、競輪場・オートレース場で発症した場合は、現地の保健所、医療機関に問い合わせを行うものとする。症状が重たい、自宅への帰路に公共交通機関しか方法がないといった場合は、現地の保健所、医療機関の指示を受ける。

2) 従事者に感染が確認された場合

- ・ 5. b. iv. 1) と同様の措置を講ずるものとする。

3) 選手・従事者の同居家族に感染が確認された場合

- ・ 5. b. iv. 1) (a) と同様の措置を講ずるものとする。

4) 取引先等を含む外部関係者に感染が確認された場合

- ・ 取引先企業等に対して、5. b. iv. 1) と同様の措置を講ずることを指示するものとする。

5) 複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の従業員で感染が確認された場合

- ・ 保健所、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

6) 選手に濃厚接触が確認された場合

(a) 競走の参加前

- ・ 保健所、医療機関の指示に従う。
- ・ 濃厚接触者は直ちに施行者等へ報告する。

⁷ 厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項（日本環境感染学会とりまとめ）」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00009.html)

⁸ 個人情報保護委員会「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取扱いについて」(https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/covid-19/)などを参照。

- ・ 保健所、医療機関を受診する場合は、可能な限り自家用車で移動し、受診の際も車内で待機して医師等の指示に従うことが望ましい。
- ・ 保健所、医療機関の指示により自宅待機となった場合で、同居する家族がいる場合には、保健所、医療機関の指示や学会の指針などを踏まえ、同居する家族への感染拡大防止を図る。

(b) 競走の参加期間中

- ・ 5. b. iv. 6) (a) と同様の措置を講ずるものとする。
- ・ 競走の参加を取り止めるものとする。
- ・ 管轄保健所は、本来居住地の保健所となるが、競輪場・オートレース場で濃厚接触が確認された場合は、現地の保健所、医療機関に問い合わせを行うものとする。自宅への帰路に公共交通機関しか方法がないといった場合は、現地の保健所、医療機関の指示を受ける。

7) 従事者に濃厚接触が確認された場合

- ・ 5. b. iv. 6) と同様の措置を講ずるものとする。

8) 選手・従事者の同居家族に濃厚接触が確認された場合

- ・ 5. b. iv. 6) (a) と同様の措置を講ずるものとする。

9) 取引先等を含む外部関係者に濃厚接触が確認された場合

- ・ 取引先企業等に対して、5. b. iv. 6) と同様の措置を講ずることを指示するものとする。

v. その他

- ・ 施行者等は、医療機関や保健所との連絡体制を確立し、医療機関や保健所の聞き取りなどに協力する。

c. 車券発売項目

i. 競輪場・オートレース場での発売

1) 入場管理等

(a) 事前対策

- ・ 入場前の検温の実施のほか、以下について周知する。
 - －発熱や咳・咽頭痛等のある方、新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者とその濃厚接触がある方、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者との濃厚接触がある方、その他感染の疑いが強い方には入場を控えていただくこと
 - －咳エチケット、マスク着用（着用していない場合は個別に注意等を行うことも含む）、手洗いや手指消毒の推奨
 - －できる限り2mを目安に（最低1m）の社会的距離の確保の推奨
 - －本場等の規模や立地条件などの実情を踏まえ、入場者の間隔（できる限り2mを目安に（最低1m））が確保できない場合、入場制限を行うこと

- －接触確認アプリ（COCOA）や地方公共団体独自の通知システムについて、アプリのQRコードの掲示等による利用登録の推奨
- －競輪・オートレースの競走の前後における公共交通機関・飲食店等での密集を回避するための交通機関・飲食店等の分散利用の注意喚起や、可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進すること
- －入場時の検温、有症状を理由に入場を認めなかった際の有料観覧席の入場料などの取り扱いを事前に明確化し、チケット発売時に明示し、同意の上で販売する等により有症状者の入場を確実に防止する措置を講じること

(b) 入場時の対応

- ・ 以下の場合には、入場を認めない。
 - －入場前に検温を行い、発熱がある場合
 - －咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - －新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者とその濃厚接触がある場合
 - －過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者との濃厚接触がある場合
 - －その他感染の疑いが強い場合
 - －本場等の規模や立地条件などの実情を踏まえ、入場者の間隔（できる限り2mを目安に（最低1m））が確保できない場合
- ・ 入場時は、混雑しないよう、できる限り2mを目安に（最低1m）間隔を空けた整列を促す措置（足元マークの設置、人員の配置、導線の確保等）を行う。
- ・ 入場口の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施を行う。

(c) 入場者の感染防止策

- ・ マスク着用（着用していない場合は個別に注意等を行うことも含む）及び定期的な手洗いや手指消毒を推奨する。
- ・ 今後、入場者の入場規制が更に緩和されマスク着用率100%を担保する必要がある場合においては、マスクを持参していない入場者がいた場合は施行者等で配布するなどして着用率100%を担保する。
- ・ 場内における大声等での会話の制限を要請する。

(d) 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・ 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離を行う。
- ・ 対応する従事者は、マスクや手袋の着用を講じた上で対応し、対応前後の手洗いの励行、手指消毒を実施する。
- ・ 速やかに保健所へ連絡し、指示を受ける。
- ・ 感染の疑いのある者が発生した場合には、速やかに連携が図られるよう、

所轄の保健所との連絡体制を整える。

(e) 入場者の退場時の対応

- ・ 退場時は、混雑しないよう、できる限り2mを目安に（最低1m）間隔を空けた退場を促す等の工夫（分散退場の実施、人員の配置、導線の確保等）を行う。

2) 施設内の各所における対応策

(a) 共通

- ・ 清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。
- ・ 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする工夫を行う。特に高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気スイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、筆記用具、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのリフト、両替機、自動発払機など）に留意する。
- ・ モニター周辺には入場者が集まりやすいことを踏まえ、モニター数を増やす、放送時間をずらす、モニター周辺に注意喚起のポスターを貼る、警備員による巡回を行う、足元マークを設置等モニター周辺での密集を防止する工夫をする。

(b) 入場口

- ・ 入場口に、手指消毒用の消毒液を設置する。消毒液は定期的な交換を行う。

(c) 車券発売窓口

- ・ 車券発売等窓口では、混雑しないよう、できる限り2mを目安に（最低1m）間隔を開けた整列を促す措置（足元マークの設置、人員の配置、導線の確保等）を行い、人が密集しないように工夫する。
- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、自動発払機の利用やキャッシュレス決済を推奨する。
- ・ 対面で発売等を行う場合、コイントレーでの現金譲渡を励行する。
- ・ 対面で発売等を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより、購買者との間を遮蔽するよう努める。
- ・ アクリル板や透明ビニールカーテンを設置する場合には、以下の措置を講ずること。

－火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあつては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用すること。

－同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。

－不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

(d) 休憩・休息スペース

- ・ 共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒する。

- ・ 使用する際は、入退室の前後の手洗いの徹底を要請する。
- ・ 休憩・休息スペースに座席がある場合には、十分な座席の間隔の確保（前後左右を空けた席配置、できる限り 2 m を目安に（最低 1 m）距離を置くことと同等の効果を有する措置等）に努める。
- ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り 2 m を目安に（最低 1 m）距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、休憩スペースの追設や利用時間をずらすなどの工夫を行う。
- ・ 特に屋内のスペースについては、間隔の確保や、常時換気を行うなど、3 つの密を防ぐことを徹底する。
- ・ 休憩・休息スペースの密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施を行う。

(e) トイレ

- ・ 便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
- ・ トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すように表示する。
- ・ ハンドドライヤーは利用を止め、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従事者に個人用のタオルを持参してもらう。
- ・ 液体石鹸や手指消毒用の消毒液を設置し、手洗いや手指消毒を行う。消毒液を設置する場合には、定期的な交換を行う。
- ・ トイレの密集を回避するために、足元マークを設置する等人と人との十分な間隔（できる限り 2 m（最低 1 m））を空けた整列を促す。
- ・ トイレの密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施を行う。

(f) 飲食施設、売店など

- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨する。
- ・ 飲食物を提供する場合、家族等の一集団と他の集団との距離ができる限り 2 m を目安に（最低 1 m）座席を配置するよう、各店舗において席の配置を工夫する。
- ・ 飲食施設、売店などの密集を回避するために、足元マークを設置する等人と人との十分な間隔（できる限り 2 m（最低 1 m））を空けた整列を促す。
- ・ 飲食施設、売店などの密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限を行う。
- ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限。（密な状態となる可能性が高い通路やモニター前での飲食は避ける等）
- ・ 施設内の換気を徹底する。
- ・ 食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
- ・ 飲食施設、売店等に関わる従事員は、マスクやフェイスガードの着用と手洗いを徹底し、飲食施設の利用者も手洗いや手指消毒を行ってから入場する。

- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
 - ・ 物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は極力取り扱わない。
 - ・ 対面で販売を行う場合、コイントレーでの現金譲渡を励行する。
 - ・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。
 - ・ アクリル板や透明ビニールカーテンを設置する場合には、以下の措置を講ずること。
 - －火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあつては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用すること。
 - －同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。
 - －不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。
 - ・ 施行者等は、本場等における飲食施設、売店などに対し、接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードを従事員や利用者に促すよう勧奨する。また、感染者が発生した店舗を利用した者に対し通知するためのシステムを地方公共団体独自に導入している場合は、飲食施設、売店などに対し当該システムの利用を促す。
 - ・ 施行者等は、本場等における飲食施設、売店などに対し、酒類業ガイドライン（酒類業中央団体連絡協議会策定）や飲食業界ガイドラインの遵守等を推奨する。
- (g) 入場者の送迎
- ・ 入場者をバス等で送迎する場合には、運転席との間にはビニールシート等で仕切りを設置するとともに、できる限り2mを目安に（最低1m）座席の距離を確保するよう努め、一定数以上が同時にバス等に乗車しないよう、乗車制限、輸送車の増便及び利用時間をずらすなどの工夫を行う。特に、スペースの確保や、常時換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。
 - ・ バス等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施を行う。
- (h) 清掃・ゴミの廃棄
- ・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従事者は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。
- (i) その他
- ・ 競輪場・オートレース場において無観客開催する場合、入場者が観戦施設等に入れないよう観戦施設等への入口を閉鎖するとともに、観戦施設等

への入口付近に入場者が集まらないよう周知し、必要に応じて警備員を配置する。

ii. 場外車券売場での発売

- ・ 場外車券売場での発売においては、5. c. i と同様の措置を講ずるものとする。ただし、5. c. i. 2) (i) を除くものとする。

d. 有観客開催項目

i. 基本的考え方

- ・ 有観客開催を行うに当たっては、対処方針、提言及び事務連絡等に基づき、以下のとおり対応することが適当。
 - ・ 全国的かつ大規模な有観客開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとることが必要。
 - ・ 全国的な人の移動を伴う場合・大規模（1000人以上が同時に同じ場に存在）な場合には都道府県への事前相談をする。
 - ・ なお、比較的少人数の有観客開催については、都道府県知事のイベントの開催制限の解除等の対応を踏まえ、感染防止策を講じた上で適切に対応する。
 - ・ 開催規模要件（人数上限等）については、事務連絡等を踏まえ適切に対応する。

ii. 有観客開催時の感染防止策について

1) 観戦施設への入場管理

- ・ 観戦施設への入場管理については、5. c. i. 1) と同様の措置を講ずるものとする。
- ・ 事務連絡等に基づき、収容率及び人数上限の緩和を適用する場合には、5. c. i. 1) の措置に加え、可能な限り事前予約制、あるいは入場時に入場者の連絡先の把握を行うこと。
- ・ 観戦施設が屋内であれば、入場者を収容定員の半分程度に制限することや、屋外であれば人と人との距離を十分に確保（できる限り2m（最低1m））できるよう事務連絡等を踏まえ入場者数を制限する。
- ・ 競走中・前後において観客の行動管理を徹底する。（例えば、日頃から3つの「密」（密閉、密集、密接）が発生する場所を徹底して避けることや、会食等で飲食店等を利用する場合には、自己適合宣言マーク等の表示に留意すること等を呼びかける。）
- ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう人員を配置する等の体制を整備する。

2) 観戦施設内の各所における対応策

(a) 観客席

- ・ 共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒する。
- ・ 使用する際は、観客席の利用の前後の手洗いの徹底を要請する。
- ・ 観客席は、十分な座席の間隔の確保（前後左右を空けた席配置、できる限り2 mを目安に（最低1 m）距離を置くことと同等の効果を有する措置等）に努める。
- ・ 特に屋内の観客席については、間隔の確保や、常時換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。

(b) その他

- ・ その他観戦施設内の各所における対応策については、5. c. i. 2) と同様の措置を講ずるものとする。ただし、5. c. i. 2) (i) を除くものとする。
- ・ 選手等が、競輪場・オートレース場施設に入退場する際、観客と接触しないよう、必要に応じて警備員を配置する等の対策を講じる。

以上